



# 長野県報

1月18日(木)  
令和6年  
(2024年)  
第475号

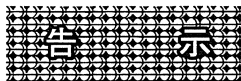
## 目次

### 告示

保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
公共測量の終了(2件)(建設政策課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5

### 公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	6
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	8
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	8
表彰規則に基づく表彰(スポーツ課).....	9
随意契約の相手方の決定(会計課).....	9



### 長野県告示第17号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字北小野字真板平4063、4064の1、字勝弦平1409の1、1412の1、1414から1417まで、1419の1、1422の2、1422の3、4065、字駒ノ爪4060

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
      - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐は、択伐による。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第20号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所  
飯田市時又179の3・185の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第21号**

中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 数値図化
- 作業期間  
令和5年4月5日から令和5年12月20日まで
- 作業地域  
木曾郡木曾町、木曾郡木祖村

建設政策課

**長野県告示第22号**

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類  
公共測量 3級基準点 座標補正
- 作業期間  
令和5年8月2日から令和5年12月25日まで
- 作業地域  
北佐久郡御代田町

建設政策課

**長野県告示第23号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称  
宮の森

## 2 指定の区域

木曽郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

宮の森、木山沢1、斧の沢1及び白樺平4

## 2 指定の区域

木曽郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

宮の森

## 2 指定の区域

木曽郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

宮の森、木山沢1、斧の沢1及び白樺平4

## 2 指定の区域

木曽郡木祖村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 長野県告示第27号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和6年1月18日

長野県知事 阿部 守一

- 一部について指定を解除する区域の名称  
ウルシ沢
- 一部について指定を解除する区域  
木曽郡木祖村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

## 長野県北信建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年2月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年1月18日

長野県北信建設事務所長 関 一 規

- 道路の種類 県道
- 路線名 箕作飯山線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字漆ノ木2107番の1地先から 飯山市大字照岡字漆ノ木2094番の10地先まで	旧	m 8.6 ~ 11.5	km 0.0200
同 上	新	8.6 ~ 9.0	0.0200

道路管理課